

災害情報自動配信サービスを開始

茨木市では、水害・土砂災害時の情報伝達方法を多様化することで、より多くの方に情報を的確に伝達し、避難等を支援するため、既存の屋外スピーカー、緊急速報メールや市ホームページ等による情報伝達だけでは情報が入手できない方を対象に、固定電話・FAXによる災害情報の自動配信サービスを開始します。

こちらは、茨木市です。
土砂災害警戒情報が発表されたため、警戒レベル…を発令しました…。



サービスの概要

7月運用開始

配信手段

- ① 固定電話
又は
 - ② FAX
- ※どちらか1つのみ登録可

配信情報

- 河川洪水を対象とした避難情報
- 土砂災害を対象とした避難情報
- その他の緊急情報

登録対象者

次の①～⑥の要件に該当し、インターネットを利用しない（できない）方で、登録を希望される方（④～⑥についてはインターネットの利用を問いません。）

- | | |
|--------------|--------------------|
| ①70歳以上の単身高齢者 | ②75歳以上のみの高齢者世帯の代表 |
| ③避難行動要支援者（※） | ④地区連合自治会長 |
| ⑤自主防災組織の会長 | ⑥要配慮者利用施設の施設管理者（※） |
- ※ 詳細は、裏面Q&AのQ6、Q7をご覧ください。

申請方法

「災害情報自動配信サービス登録（変更・解除）申請書」に必要事項を記入のうえ、郵送、FAX又は持参にて危機管理課へご提出ください。

※申請書は、市ホームページに掲載しているほか、危機管理課窓口等に設置しています。ホームページからのダウンロードや窓口等に來ることが難しい場合は、危機管理課へご相談ください。

注意事項

- 登録・変更時に試験配信を行いますので、あらかじめご了承ください。
- 電話・FAXは下記の番号から発信します。
【電話番号】0570-095-999
- 電話配信は、メッセージの最後に「#」ボタンを押すことで受信確認します。ボタンを押さない場合、合計3回繰り返し配信されますのでご注意ください。

自動応答サービス

6月運用開始

配信対象者の方以外でも、下記の電話番号に電話することで、最新の屋外スピーカーの放送内容を音声により確認できる自動応答サービスも開始しました。（※通話料がかかります。）

【電話番号】050-5433-9161

災害情報配信サービスに係るQ&A

Q1 利用料等の費用はかかりますか？

A1 本サービスの利用料はかかりませんが、受信に必要な電話機等の機器やFAX用紙・インク等の消耗品については、利用される方でご用意ください。また、自動応答サービスについては登録不要ですが、通話料がかかります。

Q2 電話を取れなかった場合、どうなりますか？

A2 電話は一定時間呼び出すと自動的に切れますが、その後2回配信されます。また、電話に出た場合でもメッセージの最後に「#」ボタンを押さない場合、同様に再度配信されますのでご注意ください。

Q3 配信された情報をもう一度確認することはできますか？

A3 登録された方で、かかってきた電話番号にかけ直しても情報を確認することはできません。もう一度確認したい場合は、通話料がかかりますが、自動応答サービスにより確認してください。なお、自動応答サービスは最新の配信情報しか確認できませんので、情報が更新されている場合があります。

Q4 携帯電話・スマートフォンでの登録はできますか？

A4 本サービスの利用は、携帯電話等によるインターネットを利用した情報の入手ができない人を対象としておりますので、携帯電話・スマートフォンでの登録はできません。

Q5 登録対象者ではありませんが、サービスを利用できますか？

A5 本サービスの利用は、インターネットを利用した情報の入手ができないが、早めの避難が必要な人及びその避難支援者を対象としておりますので、登録はできません。また、登録件数が多くなるほど情報配信が遅れる可能性もありますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

Q6 登録対象者の「③避難行動要支援者」とは、どのような人が対象でしょうか？

A6 避難行動要支援者とは、「要配慮者のうち災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの」であり、茨木市地域防災計画で次の要件に該当すると定めています。（ただし、施設入所や長期入院中の人は除きます。）

- ①身体障害者手帳1・2級を所持する身体障害者
- ②精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持する者で単身世帯の者
- ③療育手帳Aを所持する知的障害者
- ④要介護認定3～5を受けている者
- ⑤同居者のみでは避難が困難な者のうち、市長が支援の必要を認めた者

Q7 「要配慮者利用施設」とはどのような施設ですか？また、「要配慮者利用施設」であれば登録できますか？

A7 要配慮者利用施設とは、「社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設」であり、このうち洪水の浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に所在し、茨木市地域防災計画に掲載されている施設が対象となります。

Q8 代理人による申請はできますか？

A8 可能です。申請書の「申請代理人」欄に代理で申請される方のお名前とご住所を記入してください。

Q9 どのようなタイミングで配信されますか？

A9 市が避難情報の発令する時等の緊急情報を発信するタイミングで配信します。なお、避難情報を発令する場合、屋外スピーカーや緊急速報メール（エリアメール）等の方法で情報伝達を行い、それらとほぼ同時に電話・FAXにも情報配信しますが、回線の混雑などの状況により、時間がかかる場合もあります。また、緊急情報になりますので、休日や深夜・早朝等の時間帯を問わず、配信することがあります。

Q10 配信情報の「その他の緊急情報」はどのような情報が配信されますか？

A10 屋外スピーカーを使用してお知らせする緊急情報であり、具体的には、市民の生命・身体・財産に危害が及ぶおそれがある凶悪犯罪の発生等の情報になります。

Q11 緊急地震速報等の緊急情報は配信されますか？

A11 本サービスは登録された固定電話・FAXに対して順次発信する仕組みであり、回線の混雑などの状況によっては、情報発信に一定の時間が必要となります。緊急地震速報等の事象の発生から瞬時に伝達する必要がある情報は、伝達が遅れると混乱を招くおそれがあるため、本サービスでは配信しません。

Q12 自動応答サービスはいつでも利用できますか？

A12 利用できます。また登録も不要です。ただし、情報が配信されていない場合や情報を配信してから24時間経過した場合、情報は流れません。また、24時間以内に2回以上の情報を配信した場合は、最新の配信情報だけが確認可能です。（例：土砂災害の避難情報配信の1時間後に河川洪水の避難情報を配信した場合は、河川洪水の避難情報の音声メッセージが流れます。）なお、確認には通話料がかかります。